

～要支援 1・2 の認定を受けている方へのお知らせ～

介護予防・日常生活支援総合事業 （総合事業）が始まります！

平成29年
4月から

総合事業とは？

- ① 総合事業は、介護保険法の改正により創設された事業で、各市町村の判断により、生活支援や介護予防のためのサービスを総合的に実施する制度です。
- ② これまで、予防給付として提供されていた要支援 1・2 の認定を受けている方の訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）は、各市町村が行う総合事業に移行します。
- ③ これまでのサービスを引き続きご利用いただけますが、ご自身の身体状況や生活状況により新たに始まるサービスも選択できるようになります。

現 行
（平成29年3月まで）

訪 問 介 護
（ホームヘルプサービス）

これまでと
変わりません

新 し く
始まります

通 所 介 護
（デイサービス）

これまでと
変わりません

新 し く
始まります

これから
（平成29年4月から）

介護予防訪問介護

ホームヘルパーによる排泄・入浴介助などの身体介護、掃除・洗濯・調理などの生活援助を提供

緩和した基準による訪問介護サービス
ホームヘルパーなどによる掃除・洗濯・調理などの生活援助のみを提供

介護予防通所介護

デイサービスセンターで、食事・入浴介助・機能訓練・レクリエーション（趣味活動・体操）などを提供

緩和した基準による通所サービス
デイサービスセンターで、レクリエーション（趣味活動・体操）などを提供

*サービスは一例です。

裏面もご覧ください

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)についての Q&A

Q1. 現在 要支援認定(1・2)を受けていて、ホームヘルプサービスやデイサービスを利用していますが、このまま利用し続けることはできますか？

はい、今までと同じ内容のサービスを引き続きご利用いただけますので、ご安心ください。同じサービスをご利用の場合は料金も変わりません。

Q2. 新しいサービスは、これまでのサービスと何が違いますか？

新しいサービスは少し元気な方で身体介護までは必要ない方の為のサービスです。身体介護を除いたサービスとなりますので、これまでの料金より安く設定しています。

Q3. 訪問看護や福祉用具貸与など、ホームヘルプサービス・デイサービス以外のサービスは変わりますか？

はい、変わりません。訪問看護や福祉用具貸与、通所リハビリテーション(デイケア)、ショートステイはこれまでと同じように利用することができます。

Q4. いつから新しいサービスを選択できるようになりますか？

平成29年4月からサービスを選択できるようになります。今まで認定のある方は更新時期に順次移行になります。サービスの利用について詳しくは担当のケアマネージャーにご相談ください。

Q5. 今回、初めて要介護認定の申請をしようと思いますが、その場合は新しいサービスしか受けられないのですか？

今回初めて要支援1・2の認定を受けた方についても 今までどおりのサービスのどちらでも選択することができます。なお、新規でサービスを受けるには、必ず要支援認定が必要です。

* 更新時は基本チェックリストによる判定で総合事業のサービスを利用することも可能です。
詳しくは砥部町地域包括支援センターまで

【お問い合わせ】砥部町役場（介護福祉課内）
砥部町地域包括支援センター
電話：089-962-6118（直通）